

温故知新



免許はなくてもドライバー！

自転車に新しい制度ができます

2026年4月1日から自転車にも交通反則通告制度(いわゆる「青切符」)が適用されます。

交通反則違反制度(青切符)ってなに??

交通違反をした際の手続きを簡略化するための仕組みです。一定期間内に反則金を納めると、刑事裁判や家庭裁判所の審判を受けずに事件が処理されます。

青切符の対象年齢は?

16歳以上の運転者が対象です。

どうして新しい制度ができるの?

自転車側に法令違反のある自転車の死亡・重傷事故の件数が急増しているからです。ルールを守ってもらうべく、素早く、効力のある責任追及をするために新たな制度が設けられることになりました。

何をしたら取り締まりを受けるの?



詳しくは次のページで!



【今号の主な内容】

- P① 自転車にも青切符!
- P② "
- P③ 花粉症対策
- P④ ことわざ・次回案内



発行
野田工業 株式会社
東京都中央区銀座6-6-19
TEL : 03-3572-1866

ことわざ・格言にならう安全衛生訓

● 出物腫れ物所嫌わず ● ・職場の出物腫れ物は命取り



「出物腫れ物所嫌わず」とは、おなら（出物）やおでき（腫れ物）は時や場所におかまいなく発生するものだから仕方がないと、弁解じみていう言葉です。満員のバスや電車の中でおならをされると腹が立ちますが、騒ぐわけにもいかず、希釈されるのを息を殺してじっと待つのみです。

さて、職場の中には「出物、腫れ物」はないでしょうか。ガス関係の容器や配管などから可燃性ガスや有害ガスなど少量でも漏れているようなことはないでしょうか。おならは臭くても命取りにはなりません、こちらの方は命取りになることだってあります。

サビなどの腫れ物はないでしょうか。人目につかないところの腫れ物が悪化して、事故になったら大変です。機械や設備のサビの防止は定期的な点検・整備が大切です。

職場の「出物、腫れ物」はおならやおできのように自然になくなったりはしません。早いうちに措置しないと大変な事故や災害に発展してしまいます。十分注意しましょう。



【 職長会のお知らせ 】

- ★日時 2026年4月20日(月)
- ★時間 18時00分～
- ★会場 銀座ユニーク



すぐわかる！すぐできる！ 花粉症対策

花粉症はどうしてなるの？

花粉症は花粉に対するアレルギーです。

花粉が体内に入るとからだはそれを異物と認識し、この異物(抗原)に対する抗体を作ります。

個人差はありますが、数年から数十年かけて花粉を繰り返し浴び、抗体の量が増加すると、くしゃみや鼻水、目のかゆみや涙目など花粉症の症状が出現するようになります。

まだ花粉症になっていない方が、花粉をできるだけ避ける(曝露を防ぐ)ことで、将来の発症を遅らせることも重要です。



花粉症はいつ多くなる？

花粉の飛散する時期は、花粉の種類によって異なります。

スギ花粉については、2～4月頃に飛散します。

昼前後と夕方に多く飛散し、以下のような天気になると花粉が特に多くなります。

①晴れて気温が高い日 ②空気が乾燥して風が強い日 ③雨あがりの翌日



どうすれば花粉症は予防できるの？

1 花粉を避ける













- 顔にフィットするマスク・メガネを装着しましょう
- 花粉飛散の多い時間帯(昼前後と夕方)の外出を避けましょう
- 外出を避けるため、テレワークの活用を検討しましょう

2 花粉を室内に持ち込まない

- 花粉が付きにくく露出の少ない服装を心がけましょう
- 手洗い、うがい、洗顔、洗髪で花粉を落としましょう
- 換気方法を工夫しましょう
- 洗濯物や布団の外干しを控えましょう



交通事故の原因となるような、
悪質・危険な違反が取り締まりの対象です。


切符の種類	手続	違反内容		
赤切符	刑事手続	①重大な違反		
		・飲酒運転 	・車への妨害運転 	
		②違反により実際に交通事故を発生させたとき (例)ハンドルから手を離して運転していたら、歩行者と衝突した 		
		①重大な事故に直結する恐れのある違反		
青切符	反則金を納付	・遮断踏切立入 	・ブレーキ等が壊れている自転車に乗る 	・携帯電話使用 
		②違反により実際に交通への危険を生じさせたり、事故の危険が高まっているとき (例)歩行者を立ち止まらせる・ほかの車両に急ブレーキや進路変更をさせる・違反を同時にふたつ以上行っている		
		・二人乗りで信号無視 	・一時停止せずに車の前に飛び出す 	
		・歩道でスピードを出して歩行者を立ち止まらせる 	・傘を差していて、なおかつ一時停止をしない 	
		③違反とわかっていながら違反行為を行ったとき		
		・警察官による指導を無視して違反を続ける 		
				

自分の命を守り、周りの人をケガさせないように、ルールを守って自転車に乗ろう！




自転車安全利用五則

1. 車道が原則、左側を通行/歩道は例外、歩行者を優先
2. 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
3. 夜間はライトを点灯
4. 飲酒運転は禁止
5. ヘルメットを着用



より詳しいルールは警察庁の「自転車ポータルサイト」でぜひ検索してみましょう！



万が一青切符が交付された際は、原則7日以内に納付を行いましょ

